

# 区におけるキャッシュレス推進に関する基本的な方向性について

## キャッシュレス決済をとりまく背景（国の動き等）

- 政府が進める「自治体DX推進計画」及びデジタル庁の創設に伴い、行政のデジタル化は今後さらに加速し、地方自治体においてもその取り組みは急務となる
- 新型コロナウイルス感染拡大防止として、政府が公表する「新たな日常」の実践として「電子決済の利用」が位置付けられている

### <国の目標>

- ・現在の日本のキャッシュレス決済比率約20%を、**2025年に40%、将来的に世界最高水準の80%を目指す**

## キャッシュレス決済の定義・種類

### 1 定義

- お札や小銭などの現金を使用せずお金を払うこと ※2019年6月経済産業省「キャッシュレス用語集」
- 物理的な現金（紙幣・硬貨等）ではなく、デジタル化された価値の移転を通じて活動できる状態 ※2020年3月（一社）キャッシュレス推進協議会「キャッシュレスロードマップ」

### 2 種類

#### 主なキャッシュレス決済方式

- (1) クレジットカード決済（デビットカードを含む）
- (2) 電子マネー決済（Suica、PASUMO、WAON、nanaco、楽天Edy、iDなど）
- (3) コード決済（バーコード、QRコード（LINEPay、PayPay、楽天Pay、auPAYなど））

## 導入における考え方

### 1 導入メリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きの利便性向上 ⇒効率化・迅速化</li> <li>・非接触型サービスの充実 ⇒金銭の授受が不要のため、新型コロナウイルスとの共存を前提とした新しい生活様式に適応</li> <li>・現金の取扱いの削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金とキャッシュレス決済の併用となるため、公金管理の負担増</li> <li>・即時入金不可（月1もしくは2回）のため、タイムラグが生じる</li> </ul>

### 2 導入の考え方

区民サービスの利便性向上をふまえ、**できる限り多くの決済方式を導入**

### 3 決済手数料の負担について

- (1) 窓口での証明発行手数料・施設使用料については、キャッシュレスの普及・促進、ひいては区民サービス向上に資するものとして**区負担**とする
- (2) 税・国保料収納におけるクレジットカード決済の手数料については、口座振替、コンビニ払い等、他の収納手段との公平性の観点及び国からの通知をふまえ、**納税者負担**としている。

## 推進方針と対象

### 1 導入方針

「（仮称）情報化推進計画」に掲げるウィズコロナ・ポストコロナを見据えた区民サービスの利便性向上、スマート自治体への転換に向けた施策として位置付け、キャッシュレス化を推進する

### 2 導入サービス

- (1) クレジットカード決済
- (2) 電子マネー決済
- (3) バーコード決済

### 3 導入対象業務

(1) 窓口での証明書発行手数料・施設使用料等の「小口現金」決済

対象(予定)	決済適用対象	決済方式	導入予定年月日
本庁窓口 (1階 戸籍住民課、4階 課税課)	証明発行手数料等	クレジットカード決済 電子マネー決済	令和3年 4月以降順次
特別出張所	証明発行手数料等		
青少年交流センターゆいっつ	施設使用料等		
休養村とうぶ	施設使用料等、食事代		
勝海舟記念館	入館料、グッズ代		

### (2) 税・保険料支払いのバーコード決済

対象	決済適用対象	決済方式	導入予定年月日
納税課・国保年金課	税・保険料収納	バーコード決済 (モバイルレジクレジ トカード決済は導入済)	令和3年 5月

- ①モバイルレジ：納付書に印字されたバーコードを携帯電話で読み取り、ネットバンキング、クレジットカードでの支払いや、口座振替申込みができるサービス。納付窓口に出かけることなく、時間や場所を選ばず納付することが可能。
- ②次年度からLINEPay、PayPayアプリ等でのバーコード決済に対応予定

## 導入に向けた推進体制について

企画課が主体となり、関連部局で構成するPTを設置し、情報共有及び全庁的な導入調整・効果検証を実施。効果検証をふまえ、適宜見直しを図る